

2021年1月6日

国立研究開発法人理化学研究所

横浜事業所 契約担当役

研究支援部長 富田 久行

(公印省略)

「託児施設「りけんキッズよこはま」運営業務」に関する問合せ事項及び回答

No.	項目	質問内容	回答
1	3、業務内容 (5)保育時間及び託児施設の休日	乳幼児の受け入れが事前に0名とわかっている場合は、閉所となるのか。	利用者の急な予定変更や一時保育希望者に対応する観点から、基本的に常時受入可能な体制にしておく必要があるため、仕様書、3、業務内容(5)保育時間及び託児施設の休日以外の日は原則として開所すること。ただし、新型コロナウイルス感染症対策等に伴う職員等の出勤制限による場合は、別途協議によって定めるものとする。
2	3、業務内容 (6)業務体制及び保育従事者の配置	弊社の考えるシフトの組み方(安全な保育の確保)に対して、請求はどこまで協議していただけるのか 例) 1. 乳幼児が2名の時は保育従事者が2名配置となるが、乳幼児1名になった場合も、保育従事者を2名体制にする場合。 2. 1日の中で、職員の引継ぎや、休憩に伴う余剰配置を行うシフトを組んだ場合、その分は業務時間と捉えるか。 3. 配慮が必要な乳幼児と判断し、保育従事者を加配する場合。 4. 当日の迎え時間変更に伴い発生した割増分。 5. 研究所が指定する開園日が休日だった場合の割増分。	原則として協議には全て応じる。また、合理的な理由がある限りにおいては、基本的に請負者に提案されたシフトを受け入れる。 提示された例に関する基本的な考え方は以下のとおりであるが、最終的には実際の状況を踏まえて判断する。 1. 乳幼児1名となっても、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第2項に基づき、保育従事者2人の配置を認める。 2. 業務実施に当たって必要な保育従事者間の引継ぎは業務時間と認める。また、保育従事者の休憩を踏まえ、実際に保育に当たる従事者数を常に基準適合とするための人員設置は認める。ただし、保育従事者の休憩時間は業務時間と認めない。 3. 乳幼児の状況を踏まえ、合理的な範囲で認める。 4. 変更に伴い保育を行った時間は業務時間と認めるが、時間単価は契約書記載の金額とし、割増はしない。 5. 休日に開園した場合であっても、時間単価は契約書記載の金額とし、割増はしない。なお、休日開園を行うのは、通常、1年に1回開催する一般公開の場合のみである。
3	その他	保育従事者が車で通勤した場合、駐車場を貸していただけるとのことだったが、駐輪場も同様か。	駐車場及び駐輪場は、事前申請を行ったうえで、当研究所職員用のものを無償で利用可能である。
4	その他	託児施設の鍵の管理はどのようになるのか 1. 開園・閉園時、鍵の受け渡しはどのようにしているか 2. 決まった数の鍵をいただき、職員間で携帯する者を決めて管理してよいか	鍵の管理は、当研究所横浜地区の守衛所にて行う。保育従事者が地区出勤時に守衛所より受領し、退勤時に守衛所に返却すること。
5	3、業務内容 (14)報告及び賠償	任意でスポーツ振興センター保険に加入する場合、共済掛金を利用者に請求してもよいか。	よろしい。